明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地域再生計画を認定した件（内閣府二五〇～二七七）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同二七八～二八〇）　四
○端末機器の技術基準適合認定及び設計認証の報告に関する件（総務三八二）　七
○道路運送車両の保安基準の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める件（国土交通七八二）　一〇
○装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同七八三）　一二
○道路に関する件（東北地方整備局八七、八八）
○道路に関する件（関東地方整備局二六二）
○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局一〇六）
○道路に関する件（中部地方整備局九五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局七八）

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
地方公務員災害補償基金平成二十年度決算、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失、外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し、公立学校共済組合決算関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

告示

○内閣府告示第二百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　函館市

二　地域再生計画の名称　函館雇用創出計画～世界にひらかれた交流都市をめざすひとづくり・ものづくり～

三　地域再生計画の区域の範囲　函館市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）、地域雇用創造実現事業（三の六）及び地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡東川町

二　地域再生計画の名称　東川町観光地活性化雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡東川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県上北郡七戸町

二　地域再生計画の名称　東北新幹線七戸（仮称）駅開業効果を活かした観光クラスター形成による雇用の創出

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県上北郡七戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県下閉伊郡田野畑村

二　地域再生計画の名称　健康・長寿のむらづくりと地元企業の支援、コミュニティビジネスの育成による雇用創造

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県下閉伊郡田野畑村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎